

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 三精テクノロジーズ株式会社
代 表 者 名 取締役社長 中川 実
(コード番号 6357 東証第二部)
問 合 せ 先 常務執行役員
管理本部長 皆木 啓幸
Tel 06-6393-5621 (代表)

「業務の適正を確保するための体制」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「業務の適正を確保するための体制」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。なお、主な改定箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、法令及び当社で定める文書を含む情報の作成・保存・管理に関する規程に基づき厳正に管理します。
 - ②管理本部は、会社の重要な情報の適時開示を所管し、情報を迅速かつ網羅的に収集する体制を整備します。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①全社的なリスク管理は、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会が行います。
 - ②各部門長は、リスク管理基本規程に基づき、リスクを管理します。
 - ③当社製品の安全性確保・品質向上については、品質改善会議において、定期的に見直し推進管理を行います。
 - ④緊急事態に備え「緊急事態・重大リスク発生時の対応体制」を制定し、緊急時の社員の役割を明確化します。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会を、毎月 1 回、必要に応じて適宜、臨時に開催し、法令・定款・取締役会規則に従い、重要事項について、的確かつ迅速な意思決定と業務執行状況の監督を

行います。

- ②役員人事、組織、事業計画等全社的な重要事項については、取締役専務執行役員以上の取締役及び社長が指名する者で構成する経営会議において協議した上で、取締役会に上程します。監査役は、経営会議に出席し意見を述べることもできますものとします。
- ③各部門長が出席する部長会を必要に応じて開催し、意見を集約した上、業務を執行します。
- ④管理職等が出席する全国正副ライン長会議を開催し、期初に業務方針を検討し徹底します。

4. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の全役員・社員は、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、法令はもとより社会人としての正しい姿勢・行動規範を遵守するために「三精テクノロジー株式会社倫理規程」を制定し、周知徹底します。
- ②法務監査室は、全社的なコンプライアンスの整備及び実施の状況を内部監査します。
- ③内部通報制度を設けて、コンプライアンスに反する行為を早期に発見、是正します。
- ④社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス体制の点検及び整備を行います。

5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る報告に関する体制

当社は、各子会社に取締役を派遣し、各子会社の取締役会にて経営の報告を受けます。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、当社グループのコンプライアンス・リスク管理を担当する機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議し、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

②当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し、当社のリスク管理に関する基本方針を遵守させます。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分を定めます。

②当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させます。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、グループ倫理規程を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
- ② 当社グループにおいては、各子会社に、規模や業態等に応じて、適正数の監査役を配置するとともに、当社の法務監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する内部監査を実施します。
- ③ 当社は、当社グループの役職員が外部弁護士等に対し、直接通報を行うことができる内部通報制度を整備します。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役からの要請があれば、その職務を補助する使用人を配置することとし、その人事は取締役と監査役が協議して決定します。
- ② 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わせなければならないものとします。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 監査役は、取締役会、経営会議、部長会その他重要な会議に出席し、取締役から重要事項の報告を受けます。
- ② 取締役及び使用人は、
 - (a) 会社に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上の諸問題、
 - (b) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告します。

(2) 当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、職務を執行する社員、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- ② 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行います。

8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当

該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

②当社グループの内部通報制度において当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報することができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による不利益取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務は当社がその全額を負担し、その処理については必要に応じて監査役と協議します。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社の監査役は、監査役会規則に基づき、代表取締役と定期的に協議し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見の交換や必要な要請を行います。

②当社の監査役は、会計監査人、当社法務監査室等と定期的に協議し、当社グループにおける会計監査、内部監査、コンプライアンス・リスク管理等の現状について意見交換をします。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要な体制の是正を行います。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除します。そのため、対応統括部署を設置し、所轄警察署や顧問弁護士等との連携体制を整備します。

以上